

第 1 回 瀬田川地域安全協議会 議事概要

日時：平成 30 年 6 月 22 日（金） 10:00～11:15

場所：あいこうか市民ホール 展示室

【出席者】

鷺見大津市副市長(市長代理)、岩永甲賀市長、寺田滋賀県流域政策局長（知事代理）、三浦滋賀県大津土木事務所長、速水滋賀県甲賀土木事務所長、橋本滋賀県土木交通部砂防課長、藤田彦根地方気象台長、松田大戸川ダム工事事務所長、水草琵琶湖河川事務所長

【報道関係者】

なし

【主な発言（委員別）】

議題 1 「協議会規約（案）」の内容確認

- ・ 特に意見はなく、承認された。

議題 2 「瀬田川および大津・信楽圏域の取組方針（案）」の内容確認

●防災教育の促進について

<甲賀市>

- ・ 取組番号 29 については、教育の現場では先生方の業務は多くなっており、教育委員会としっかりと擦り合わせながらやっていく必要がある。

<事務局>

- ・ 県内では、モデル校として栗東市の葉山小学校を選定し、指導計画の作成などの取組を進めている。今年度は主にモデル校での取組になるが、並行してこれまで取り組んできた出前講座の実施や、モデル校での状況の共有などに取り組んでいきたい。今年度モデル校にて作成する指導計画を基にして、今後は瀬田川地域ほか全ての協議会内の小学校を対象に指導計画を展開していき、H30年度以降順次進めていく予定である。教育委員会ともすり合わせを行っていくようにする。

●ハード対策について

<甲賀市>

- ・ 甲賀市では大戸川ダム予定地上流であるが、大戸川がよく溢れている状況にあり、大戸川ダムの位置付けを協議会の中で明確にしておく必要がある。大戸川ダムの実現に向けた要望について明記して頂きたい。

<滋賀県>

- ・ 滋賀県として大戸川ダムによる治水効果に関する勉強会を始めたところであり、まずは大戸川下流に対する効果を1つ目のテーマに、瀬田川洗堰への効果を2つ目のテーマとしている。
- ・ 河川整備は、下流から整備を進めて行くのが原則であり、大戸川上流で被害が発生している中で、手を付けられていないジレンマがある。大戸川下流に対する効果について2回目の勉強会までに終えて、次にその成果をもって、どういう形で取組方針に入れていくかをご議論頂きたい。

<琵琶湖河川事務所>

- ・ ハード対策を取組に明記して欲しいという意向があることについて整備局や本省等に伝えていき、どのように位置付けていくべきかは事務局で検討させて頂きたい。

●ソフト対策について

<大津市>

- ・ ソフト対策の進捗は、あいまいにしか分からないところがある。具体的にどのような進捗管理をやっているのか。

<事務局>

- ・ ソフト対策はあるところまでいけば終わりというものではないため、継続的に行っていくことが多いと考えているので、継続して取り組んでいくことが必要であると考えている。

●危機意識について

<大津土木事務所>

- ・ 課題で危機意識が十分でないことが多いと記載されているが、管内では昨年も水位が上がっており、住民の意識レベルは高いと感じている。表現としては、瀬田川の圏域では不適切ではないか。

<事務局>

- ・ 大戸川筋で近年多くの被害が発生しており、意識が高い方が多いことは承知している。しかし、これまで浸水被害等が発生していなくても水害リスクが潜在的にある地域など、圏域全体を見ると意識が低い地域も多いと考え、このような記載をしている。

<琵琶湖河川事務所>

- ・ 本協議会は大規模な水害を対象としており、従前の河川管理者が想定している浸水地域よりもさらに広い地域まで含めている。常襲地以外を含む可能性がある事からこの様な表現となっている。

●水防資機材について

<琵琶湖河川事務所>

- ・ 別の地域で水防資機材を使おうとした際に、プラスチック製品が劣化し使用できない事例があった。数だけではなく質も点検する必要がある。先日の大阪北部での地震においてもブルーシートを高槻市に提供したところである。

<甲賀市>

- ・ 県全体でどこにどのような資機材がどれくらいあるのか等まとまったデータはあるのか。

<滋賀県>

- ・ 県で水防計画書を作成し、毎年度、どのような資機材があるのか整理している。また関係者に情報提供をしている。
- ・ 必要に応じて、市町の水防活動等で不足が生じた場合は、県より資機材の提供をしている。

●まとめ

<会長（琵琶湖河川事務所）>

- ・ 計画で位置付けられるハード整備をどこまで記載するのか、事務局で他流域の表現と合わせて調整する。
- ・ 取組方針は（案）のままとするが、記載している目標時期を目指して進めていくこととする。

<滋賀県>

- ・ 大戸川上流の取組については、事務方を含めて調整し、合意頂ければ案を取る。

<協議会>

- ・ 異論なし。

<滋賀県>

- ・ 主な課題の箇所、平成 25 年の台風を受けた後に、治水対策が進んでいない現状を記載し、取組方針としては勉強会で一定の方針が出た中で、今後主な課題又は主な取組項目のどちらかで表現して進めていくことを考えているため協議をお願いしたい。

議題 3 「平成 30 年度の主な取組について」の内容確認

●土砂災害警戒情報の発表基準の見直しについて

<彦根地方気象台>

- ・ 土砂災害警戒情報の基準の見直しに伴い、土砂災害に関する大雨警報・注意報の基準も見直しを行う。
- ・ 改訂については、関係機関に意見を伺う予定である。

●危機管理型水位計について

<大津市>

- ・ 危機管理型水位計は具体的にはどのようなものか。

<事務局>

- ・ 非常に高い水位より上から把握するため、岸边や川べりの高い所に付けるものである。
- ・ 通信については、携帯電話の電波などを利用して簡易にできるものを予定している。
- ・ 電源については無給電で、年一回のメンテナンス程度である。

議題 4 「ホットラインについて」の内容確認

●連絡体制について

<滋賀県砂防課>

- ・ 土砂災害警戒情報は砂防課と気象台で協議した上で発表するため、土木事務所を通じると少し情報が遅くなるため砂防課から各市に連絡する。
- ・ 土砂災害警戒情報の発表が広域となる場合は、砂防課長一人に対応すると遅くなるため、砂防課職員からも連絡する。

<大津市>

- ・ ホットラインは電話を行うのか。

<会長（琵琶湖河川事務所長）>

- ・ 今年は首長の携帯電話に連絡する予定である。
- ・ 最後の一押しを現場からするものである。
- ・ 本来は事務所長と首長でやるものであるが、手が空いていない状況であれば他の職員を使って対応する。

話題提供 「洪水警報の危険度分布」について

●気象台からのホットラインについて

<琵琶湖河川事務所長>

- ・ 気象台からのホットラインはどのような形で行われるのか。

<彦根地方気象台>

- ・ 普通の状況では担当者レベル、土砂災害警戒情報が出るような状況であればお互いの管理職間で情報共有を行っている。さらに状況が危険になってきた、あるいは特別警報が出るかもしれない状況であれば、気象台長から首長に連絡差し上げる。

<琵琶湖河川事務所長>

- ・ 河川管理者、気象台から首長にホットラインを行っているが、発信者側は情報の使い分けが出来ているが、他の流域で似たような情報で、受け手側の首長の混乱を招いている懸念があり、運用しながらあぶり出す必要がある。
- ・ 今年ホットラインを使うことがあった場合、色々ご意見を頂き、改善していきたい。

以上